



2026年5月25日

各 位

会社名 日立建機株式会社
代表者名 執行役社長兼 COO 先崎 正文
(コード: 6305 東証プライム市場)
問い合わせ先 広報・IR 部長 小俣 貴之
(TEL 03-5826-8100)

商号変更及び商号変更等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月29日開催予定の第62回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）で定款の一部変更が承認されることを条件に、下記のとおり商号等を変更することを決定いたしましたので、お知らせします。

記

1. 商号変更

(1) 新商号（英語表記）

ランドクロス株式会社 (LANDCROS Corporation)

(2) 変更の理由

建設・鉱山業界は、現在、労働者の不足、環境規制、運用コストの上昇、インフラの老朽化への対応など、複雑かつ深刻な社会課題に直面しています。当社は1950年に機械式ショベルを世に送り出し、1965年には日本初の純国産技術による油圧ショベルを開発するなど、長年にわたり業界を牽引してきました。しかし急速に変化する市場環境に対応するには、従来のハードウェア中心の事業構造から脱却し、AI・ロボティクス・センシング・通信技術を融合した次世代の建設機械の開発に加え、機械のライフサイクルを通じたサービスやデジタルソリューションを含む統合的なサポートでお客様の課題解決に貢献する「ソリューションプロバイダー」への進化が不可欠です。

今回の商号変更は、こうした進化をさらに加速させるべく、当社が新たなステージに立つ決意を込めて実施するものであり、当社が未来に向けて、お客さまとともに、新たな価値を創造し、提供し続けていく取り組みの一環として実施するものです。

(3) 変更予定日

2027年4月1日

本株主総会において定款の一部変更（商号の変更）が承認されることが条件となります。

2. 定款変更

(1) 変更の理由

①商号変更

1 (2) に記載のとおりです。

なお、本変更につきましては、2027年4月1日にその効力が生じるものとし、その旨の附則を設

けるとともに、当該附則につきましては、当該効力発生日の経過後削除いたします。

②本店所在地の変更

将来の成長戦略を見据え、企業価値向上とグローバルな連携、そして「LANDCROS」の体現を象徴する新たな本社として、大手町ゲートビルディング（東京都千代田区）へ本社を移転いたします。これに伴い、本店所在地の変更を行うものです。

なお、本変更につきましては、2027年4月1日にその効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるとともに、当該附則につきましては、当該効力発生日の経過後削除いたします。

③定時株主総会の基準日及び開催時期に係る規定の変更

定時株主総会の基準日を「毎事業年度の末日」から「毎事業年度後の4月末日」に変更するとともに、その開催時期を「毎年6月」から「基準日から3か月以内」に変更することにより、定時株主総会の開催日を柔軟に設定することを可能とし、株主の皆さまへ議決権行使に十分な情報と検討期間を提供することを目的に、定時株主総会の基準日及び開催時期に係る規定を変更するものです。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>日立建機株式会社</u> と称し、 <u>Hitachi Construction Machinery Co., Ltd.</u> と英訳する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>ランドクロス株式会社</u> と称し、 <u>LANDCROS Corporation</u> と英訳する。
(本店の所在地) 第 4 条 当社は、本店を <u>東京都台東区</u> に置く。	(本店の所在地) 第 4 条 当社は、本店を <u>東京都千代田区</u> に置く。
(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は、 <u>毎年6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は、 <u>第 12 条に定める基準日から3か月以内</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社は、 <u>毎事業年度の末日現在</u> の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社は、 <u>毎事業年度後の4月末日現在</u> の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>(商号変更)</u> 第 1 条 定款第 1 条の変更は、2027年4月1日に効力が生じるものとする。 ②本条は、定款第 1 条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。

	<p>(本店所在地の変更)</p> <p>第2条 定款第4条の変更は、2027年4月1日に効力が生じるものとする。</p> <p>②本条は、定款第4条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2026年6月29日

定款変更の効力発生予定日 2026年6月29日

なお、商号変更及び本店所在地の変更の効力発生日は、「2.(1) 変更の理由」内①、②にそれぞれ記載のとおりです。

以上